

**【事業契約書（案）に関する質問及び回答】**

N o	文章	ページ	章	条	項	番号（）	質問事項	回答
1	本編資料	4	第1	第3			備品には、貴市が整備する備品と事業者が整備する備品があるようですが、「備品」内容を明確に特定できるよう定義をお願い致します。	入札公告時に、要求水準書にて追加修正を行います。
2	本編資料	4	第1	第3	1		埋立地棟及び配送センター棟施設の維持管理開始予定日は平成20年4月1日ではないのでしょうか。（事業契約書別紙（案）別紙1 日程表）	ご質問のとおりです。指摘事項を訂正し、入札公告時において示します。
3	本編資料	4	第1	第3	3		「維持管理業務」における「既存施設に関する次の業務」に要求水準書(案)P23の既存市場棟屋上緑化の項目が示されておられません「植栽維持管理業務」の一環と考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
4	本編資料	4	第1	第3	3		「移転対象施設」の範囲について、入札説明書(案)P4にある維持管理業務(H20.4.1～H21.3.31の期間のみ)を行う対象となる範囲は、要求水準書（案）別添資料15に清掃業務範囲が示されていますが、他の維持管理業務についても同様と考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
5	本編資料	6	第1	第3	30		「成果物」の中に「映像」の記載があります。要求水準書では工事記録ビデオは含まれておりませんが、その他何か映像の提出を求められるのでしょうか。	工事記録ビデオ等の「映像」は想定していません。ただし、工事中に必要なに応じて求める場合があります。
6	本編資料	7	第1	第3	34		「大規模修繕」とは、要求水準書（案）第3.9（5）に規定する、本件事業に含めない大規模な修繕業務をいう。とありますが、同水準書（案）にある本事業として実施すべき大規模な修繕業務>という文言と混乱を起さないでしょうか。	第3条において定義していますので、ご理解ください。
7	本編資料	7	第1	第3	38		廃棄物処理業者の選定は事業者が行うものと考えてよろしいでしょうか。又その契約期間はどのようになりますか。	廃棄物処理業者の選定に関しては、ご質問のとおりです。契約期間に関しては、三者契約の規定によりますが、廃棄物処理手続業務の実施期間を想定しています。
8	本編資料	8	第1	第6	1		「本契約の履行に必要な一切の費用は、すべて事業者が負担するものとし…」とありますが、本契約の履行に必要な一切の費用との表現では、例えば6条3項や7条2項等で市が本契約を履行するのに要する費用も含まれませんか？、また、11条2項や20条5項で「市が費用を負担する」とことと整合が取れないのではないですか？	6条3項や7条2項等で市が本契約を履行するのに要する費用は含まれません。弁護士費用やSPC設立費用等を想定しています。「本契約の履行に必要な一切の費用は、」の後に「本契約において別段の定めがなされている場合を除き、」という条項を挿入します。

9	本編資料	8	第1	第6	2		補助金申請に関する支援業務についての記載が必要ではないでしょうか。	第6条第4項に追記として、以下の条項を追加します。 「事業者は、市が新設施設の整備について国庫補助を受けるために必要な書類の作成、検査の実施等に協力し、費用を負担する。」
10	本編資料	8	第1	第8			別途発注する工事等について、当該工事業者が善管注意義務をもって新設施設にあたる旨の規定を加えて頂けますでしょうか。	事業契約書（案）に示すとおりとします。
11	本編資料	8	第1	第8	1		「市が別途発注する新設施設の施工」とありますが、具体的にどのようなものがあるかお教え願います。	現時点では想定していません。
12	本編資料	8	第1	第8	1		「事業者が協力を求めた場合は市は必要に応じ調整その他の協力を行う」の一文を挿入頂けないでしょうか？	事業契約書（案）のとおりとします。
13	本編資料	8	第1	第8	1		市が別途発注する運営上密接に関連する工事、及び備品の搬入について、現在想定しているものがあれば、ご教示下さい。	No.11に関する回答と同様です。
14	本編資料	8	第1	第8	1		市が別途発注予定の新設施設に関連する工事や備品の搬入作業が、設計・建設・管理運営上制限を及ぼす可能性があります。予定工事や備品の概要及び配置等を明示願います。	No.11に関する回答と同様です。
15	本編資料	8	第1	第8	2		「協力を要する費用」に他工事の影響で本工事に変更が出た場合の追加費用までは含まないということによるのでしょうか？	ご質問のとおりです。
16	本編資料	9	第2	第11	1		事業者の提案範囲を逸脱しない限度。とありますが、事業者の提案範囲には、工期等のスケジュールも含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。

17	本編資料	9	第2	第11	2		事業者に追加的な費用が発生した時には、市が当該費用を負担するとされていますが、資金調達に要する費用に変更が生じた場合も含まれると考えて良いのでしょうか。	合理的と判断されれば、ご質問のとおりです。
18	本編資料	9	第2	第11	2		" 割賦代金の支払額を減額する " とありますが、減額の方法についても、" 市の負担する費用の支払時期及び支払方法 " と同様、市と事業者の協議により定めるものと理解して宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。 第2項に割賦代金の減額時期と減額方法を市と事業者の協議に基づいて行う旨の規定を挿入します。また、第4項に、追加費用の支払時期及び支払方法並びに割賦代金の減額時期及び減額方法を協議する旨の規定を挿入します。
19	本編資料	9	第2	第11	2		将来の維持管理及び業務運営にかかる費用の減少に伴い資金調達費用（融資枠確保に伴う約定手数料等）が発生した場合には、当該資金調達費用を減少したサービス購入費とは別に市が負担するものと理解してよろしいでしょうか。	事業契約書（案）に示すとおりとします。 市の責めに帰すべき事由に基づいて設計変更が行われる場合には、市が合理的な範囲内での損害賠償責任を負担することになりますが、そのような場合を除いては、左記のようは取扱をすることはありません。
20	本編資料	9	第2	第11	2		事業者に追加的な費用が発生し、市が当該費用を負担する場合、市の負担する費用の支払い時期及び支払方法については、市と事業者の協議により定めるとなっていますが、減額する場合の方法であるサービス購入費の変更以外もありうると理解してよろしいでしょうか。	減額する場合に関しては、サービス購入費の減額のみを想定しています。
21	本編資料	10	第2	第11	4		" 割賦代金の支払額を減額する " とありますが、減額の方法については、市と事業者の協議により定めるものと理解して宜しいでしょうか。	No.20に関する回答と同様です。
22	本編資料	10	第2	第11	4		事業者が、市の承諾を得た上で設計変更を行なう場合において、追加的な費用が発生した場合は事業者負担、費用の減少が生じたときは、サービス購入費を減額する。とありますが、当該変更に関する費用の変動リスク（増・減共）は事業者負担として頂きたいと考えます。従いまして、費用減少の場合の規定は削除願います。	ご要望にはそいかねます。
23	本編資料	10	第2	第12	3		" 埋立地棟及び配送センター棟施設の敷地にあたる土地の地盤沈下については、要求水準書（案）第2.4に定める基準を超えて沈下した場合に、その超過部分の補修等にかかる追加費用に限る " とありますが、残留沈下量が30cm以上の場合の追加費用、と以下の場合の追加費用をどのようにして合理的に算出されるのでしょうか。	かかる事態が生じた際に、事業者と市の間での協議によるものとします。
24	本編資料	10	第2	第12	4		引渡予定日が変更された場合には、還付金の確定日や基準金利決定日も合わせて変更することになるのでしょうか。	引渡し予定日の変更の程度にもよりますが、現時点ではご質問の内容は想定していません。

25	本編資料	11	第2	第14	1		要求水準書に規定された設計図書を提出することになっていますが、当該図書とは、「別添資料10」実施設計完了時の提出図書類であると考えて宜しいのでしょうか。	ご質問のとおりです。
26	本編資料	11	第2	第14	4		工事費内訳及び建設工事工程表を設計完了時に提出するように要求水準では示されていませんが、設計完了時に提出が必要なのでしょうか。必要であれば、要求水準の修正をお願い致します。	ご指摘の事項を「内訳書及び工事工程表」と表記を訂正し、入札公告時において示します。また、要求水準書別添資料10「実施設計完了時の提出図書類」にも、同様の表記を記載し、入札公告時において示します。
27	本編資料	11	第3	第15	1		第14条第1項規定による市の承諾後直ちに建設を開始できるのでしょうか。使用者との調整はそれ以前から行えますか。	ご質問のとおり、市の承諾後直ちに着工できます。また、施設利用者との調整は、着工以前にも可能です。
28	本編資料	11	第3	第15	4		仮設、施工方法について、市の制約条件があれば、ご教授下さい。	市場機能に障害を与えない限りにおいて、検討してください。
29	本編資料	11	第3	第15	5		建設時に発生する、廃棄物について、発泡スチロール溶融機及び、段ボール梱包機の整備を行うとありますが、建設期間中においては機器の設置によらずその他の方法でリサイクルを実施してもよろしいですか。御指示ください。	同条に規定した溶融機は、維持管理業務のためのものであり、維持管理業務は、各新設施設の引渡し後に開始となります。
30	本編資料	11	第3	第15	5		発泡スチロール溶融機及び段ボール梱包機に関して、機器は整備後即市に引渡し、事業者は市から無償貸与を受けて業務に使用する。との理解で宜しいでしょうか。	ご質問のとおりですが、無償貸与は予定しておりません。事業契約に包含されるものとご理解ください。
31	本編資料	12	第3	第16	3		特に必要と考えられている工事記録のリストがあればご教授下さい。	要求水準書(案)第2.3.「適用基準等」に示す共通仕様書において規定されているリストを参照してください。
32	本編資料	13	第3	第19	1		建設時に資材置場や建設工事関係者用の駐車場の確保は可能ですか。既存施設との関係を明示願います。	資材置場や建設工事関係者用の駐車場に関しては、事業者が確保してください。なお、埋立地竣工後、全体の進捗状況に応じて、一定のスペースが確保できる可能性はあります。

33	本編資料	13	第3	第19	2,3		本条第2,3項からすると、事業者は、「警備などに努める」とあるが、その際要求されるのは、2項の「善管注意義務」でいいのでしょうか。	ご質問のとおりですが、善管注意義務を確実にするための事項です。資材又は建設機械器具等の盗難防止等を想定しています。
34	本編資料	13	第3	第19	4		貴市に帰責の場合（例えば、甲の指示が不適切であったため、追加費用の発生が必要となった場合など）は、貴市の負担と考えてよいのでしょうか。	事業契約書（案）に示すとおりとします。
35	本編資料	13	第3	第20	4		事業者が実施した各種調査で市の調査等に不備・誤謬が発見され対策費等の追加費用が発生した場合には、当該費用で市が合理的であると認めるものについては市が負担されるものと考えて宜しいのでしょうか。	ご質問のとおりです。
36	本編資料	13	第3	第20	5		「…市は新設施設の設計変更に要した追加費用を負担するものとする。」となっていますが、ここでいう、設計変更に要した追加費用は設計費用及び直接工事費のほか、将来の維持管理業務及び運営業務にかかる追加費用を含むがこれらに限られないと考えてよろしいのでしょうか。	合理的な費用と判断された場合は、ご質問のとおりです。
37	本編資料	13	第3	第20	5		市は新設施設の設計変更に要した追加費用を負担する。とありますが、当該追加費用には、工事費の増加分も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。この場合、「市は新設施設の設計変更に伴う追加費用を負担する。」として頂きたい。	No.36に関する回答と同様です。
38	本編資料	14	第3	第20	6		埋立後に地盤調査が可能となる時期を御指示ください。（地盤沈下に関連して）	埋立竣功後であれば、可能です。
39	本編資料	14	第3	第20	6		本件土地の瑕疵(埋立地等の要求水準書に定める基準を超える沈下を含む)は事業期間終了まで保証いただけるのですか？	ご質問のとおりです。
40	本編資料	14	第3	第20	6		要求水準書(案)第2.4に定める基準に満たない地盤沈下の場合でも、それに伴い追加費用及び損害が必要な場合、土地の瑕疵として市の負担として頂きたい。	事業契約書（案）に示すとおりとします。

41	本編資料	14	第3	第21			当該建設予定地に当該施設が整備されることについては、既に近隣住民の理解は得られており、第21条でいう「近隣住民への説明」とは、純粋に工事による近隣地域への影響にかかる事項についてのみと理解してよろしいでしょうか。（つまり、当該施設整備について、地域住民と基本的な合意は既に形成されていると考えてよいかということです。）	ご質問のとおりです。
42	本編資料	14	第3	第21	1		事業者による近隣説明の前に、市から近隣住民へ計画についての何らかの説明はありますか。	計画の説明を予定しています。
43	本編資料	14	第3	第21	3		貴市の承諾なしに近隣対策の不備を理由とした事業計画の変更は認めないとされていますが、合理的な理由なしに承諾が得られないことはないと考えて宜しいでしょうか。事業計画とは、何を想定しているのでしょうか。事業者には帰責性がないにも係わらず、貴市の承諾が得られないことにより、建設工事が中断する場合の事業者負担は、貴市が負担して頂けるのでしょうか。	ご質問のとおりです。 施工計画等を想定しています。 事業契約書（案）に示すとおりとします。
44	本編資料	14	第3	第21	4		建設に伴う近隣対策に関し、市が設定する条件について具体的に明示下さい。	要求水準書（案）第2.8.(2)に示すとおりです。
45	本編資料	14	第3	第22			工事履行保証保険を契約する場合埋立地棟及び配送センター棟、関連事業所・事務所棟施設全ての設計費、工事管理費について当初より保険を付さなければならぬのでしょうか。当初は埋立地棟及び配送センター棟を対象とし、後に関連事業所・事務所棟施設に対して保険を付すことは考えられないのでしょうか。当事業は着工までの期間が長く、建物も数棟に別れ工事期間も分かれています。保証の対象、期間について工夫の余地はないのでしょうか。	ご質問のとおりです。 認められません。 新設施設の一方についての工事に不備が生じた場合であっても、新設施設双方の建設工事に相当する金額の10パーセントの保険金額の支払いが求められます。（ただし、新設施設の一方についての引渡し完了した場合は、その後、保険金額を引渡し未了の新設施設の建設工事に相当する金額の10パーセントに減額することができます。）。また、履行保証保険は、契約保証金に代わるものなので、契約当初より付保していただく必要があります。かかる条件の範囲内で工夫してください。
46	本編資料	14	第3	第22			入札説明書には、設計・建設・その他企業がそれぞれ履行保証保険に付保する方法も認められていますが、本契約書（案）では、事業者又は建設者のみしか想定されていません。それぞれが履行保証保険に入る方法は認めていただけるのでしょうか。	事業契約書（案）に示すとおりとします。 入札説明書（案）における指摘事項を訂正し、入札公告時において示します。
47	本編資料	14	第3	第22	1		“設計・建設費”については、別紙8によって定義付けられているものと理解して宜しいでしょうか。	第22条（1）に関しては、別紙8によって定義されているとおりですが、（2）に関してはSPCと建設会社との請負契約に基づく金額となります。
48	本編資料	14	第3	第22	1	(1)	“建設工事に相当する金額”については、具体的にどのように定義付けられ、また別紙8に定められている“設計・建設費”との整合はどのように図られるのでしょうか。	No.47に関する回答と同様です。

49	本編資料	14	第3	第22	1	(1)	「この契約による債務の不履行により生ずる損害の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関等の保証」を付すことにより契約保証金が免除されることは認められないのでしょうか？	本件では認めておりません。事業契約書（案）に示すとおりとします。
50	本編資料	14	第3	第22	1	(1)	設計・建設双方の履行保証保険を建設者が付保しなければならないのですか？設計業務については設計者、建設業務については建設者がそれぞれ自らの業務に対応する履行保証保険を付保すればよいのではないのですか？	履行を保証する内容は建設工事であり、保証する金額に、設計費も含まれるということです。
51	本編資料	15	第3	第23	5		検査または試験について、特に市に通知して欲しいリストがあればご教示下さい。	基礎配筋、加工組立、コンクリート打設時等の主要な工程を想定していますが、詳細は契約締結後、市より必要に応じて通知します。
52	本編資料	15	第3	第23	6		現案の表現では市の検査や市との協議が無意味とも取れてしまいますので、「市は本場規定による立会い、確認等の実施のみを理由として…中略…何ら責任を負担するものではない」に変更願えないでしょうか？第24条第2項、第25条第4項、第26条第2項、第14条第6項と同様の表現のある条文についても同様の変更願えないでしょうか？	事業契約書（案）に示すとおりとします。
53	本編資料	15	第3	第25	1	(3)	主な設備機器等の試運転等を行う場合は、7日前までに貴市に通知する旨の規定は必要ありませんか。	通知する必要があると思いますが、通知期限については特に規定しません。
54	本編資料	16	第3	第26	4		本項で記述のある「修繕、改修等」とは、完工検査済書の交付後に行われる「大規模修繕」と考えてよろしいですか？	完工検査済書の交付後に行われるものですが、市が実施する大規模な修繕業務も含め、市が必要と判断する修繕・改修等をいいます。
55	本編資料	16	第3	第26	4		本項で記述の「市による修繕、改修等のための、竣工図書の改変、変更等」が行われた場合は、事業者には通知されるのでしょうか？	通知するよう努めます。
56	本編資料	16	第3	第26	5		本項の記述は、具体的には竣工図面をデータで納品せよということでしょうか？具体的にデータ種別の指定があれば、入札関連書類への記載をお願いします。	DWG形式で提出してください。事業契約書（案）別紙5を訂正し、要求水準書との整合を図ります。

57	本編資料	16	第3	第27	1	維持管理業務開始予定日についてですが、第3条1定義で示された日程とするのでしょうか。それとも事業契約書別紙(案)別紙1 日程表で示された各新設施設の維持管理開始予定日とするのでしょうか。	No.2に関する回答と同様です。
58	本編資料	16	第3	第29	2	工期の変更について、市と事業者との間で協議が整わない場合の市の定める合理的な工期とはどのような基準で出されるのでしょうか。	工期の変更を要する事由を満たし、かつ、当該変更に伴う追加費用を可能な限りにおいて抑制し得る工期を想定しています。
59	本編資料	16	第3	第29	2.5	第5項において、「第2項の規定により工期の変更が行われた場合は、別紙(案)[6](不可抗力による損害及び追加費用の負担割合)に規定する負担割合に従い、市及び事業者が負担する。」とありますが、必ずしも、(第2項の規定)=(不可抗力)とは、ならないと思われ。特に、第2項( )書きの「埋立工事の遅延」につきましては、不可抗力の負担割合を適用するのではなく、全額市の負担としていただけないでしょうか。	第29条第5項に以下の条項を追加します。 「ただし、当該工期の変更が市の責めに帰すべき事由によるとき(なお、市が実施する埋立地棟及び配送センター棟施設の敷地の埋め立て工事の遅延については、市の責めに帰すべからざる事由によるものとする。)は、市が合理的な範囲で追加費用を負担するものとする。」
60	本編資料	17	第3	第29	4	追加費用負担について、「市は合理的な範囲で追加費用を負担する」とあるのに対して、「事業者が一切の追加費用を負担する」とあり、公平性が損なわれているように思われますが、市と事業者とは費用負担の規定が異なるのは何故でしょうか。	責めに帰すべき事由の所在に関わらず、必要限度を超えた追加工事等により合理的範囲を超えた追加費用が発生したような場合、その費用は事業者の負担になります。それに加えて、事業者の責めに帰すべき事由がある場合は、合理的な範囲の追加費用も事業者の負担となりますので、総合的に見れば、事業者が「一切」の費用を負担するということになります。
61	本編資料	17	第3	第29	4	工期変更の事由が市に帰す場合に合理的な範囲で追加費用を負担するとありますが、合理的な範囲とは、貴市が事業者に発生した追加費用として適正であると判断した範囲は負担していただけるものと考えて宜しいのでしょうか。	ご質問のとおりです。
62	本編資料	17	第3	第29	4	市は合理的な費用を負担するとされていますが、市の事由により工期が変更されることにより生じる当該費用には、事業者の得べかりし利益も含まれると考えて宜しいでしょうか。	含まれません。
63	本編資料	17	第3	第29	4	市帰費の場合は「合理的な範囲」の負担で、事業者帰費の場合は「一切」の負担という表現になっていますが、どちらかの表現に統一して頂けますでしょうか。	No.60に関する回答と同様です。
64	本編資料	17	第3	第29	4	市の責による場合の市の負担は「合理的な範囲で」となっている一方、事業者の責による場合の事業者の負担は「一切の追加費用」となっていますが、両者各々の負担条件は同一にいただきたいと考えます。	No.60に関する回答と同様です。

65	本編資料	17	第3	第29	5		埋立工事の遅延による工期遅延は市の費用負担とするのが妥当であり、本事業に生じた不可抗力時の官民負担割合を適用するのは疑問に感じます。別紙6に定める負担割合は、不可抗力により追加費用が生ずる場合に限られるべきと思料いたします。	No.59に関する回答と同様です。
66	本編資料	17	第3	第29	5		市の責めに帰すべき事由がある場合は、市の負担と考えて宜しいでしょうか。	No.59に関する回答と同様です。
67	本編資料	17	第3	第29	5		市が実施する埋立て工事の遅延に伴う工事の遅延に対して、不可抗力時と同様の負担割合ではなく、市の負担として頂きたい。	No.65に関する回答と同様です。
68	本編資料	17	第3	第30	1		"事業者の責めに帰すことができない事由"とありますが、「市の責めに帰すべき事由」と「市、事業者のいずれの責めにも帰すことができない事由」の両者を指すのでしょうか。「市の責めに帰すべき事由」が含まれない場合は、「市の責めに帰すべき事由」により引渡しが遅延した場合についても規定願います。	ご質問の「両者」を指します。
69	本編資料	17	第3	第30	1		"市は遅延損害金を負担しない"とありますが、市の責めに帰すべき事由により引渡しが遅延した場合は、貴市に遅延損害金をご負担頂けるものと理解して宜しいでしょうか。	ご質問の事態においても、市は合理的な追加費用を事業者に支払うので、遅延損害金は負担しません。
70	本編資料	17	第3	第30	1		"遅延損害金"とありますが、具体的には何を対象に、どのように算出される金額なのでしょうか。定義付けをして頂けますようお願い致します。	第2項を参照してください。
71	本編資料	18	第3	第30			引渡し遅延による費用負担については、市・事業者とも負担条件を同一としていただきたいと考えます。	事業契約書(案)に示すとおりとします。
72	本編資料	18	第3	第30	2		1000分の1との数字はかつての民間連合約款を参照にしたものでしょうか。高すぎると考えます。民間連合約款においても、10000分の4に変更されました。遅延損害金10000分の4に変更していただけないでしょうか。	事業契約書(案)に示すとおりとします。

73	本編資料	18	第3	第30	2	「設計・建設費につき遅延日数一日につき請負代金額の1000分の1の金額に相当する」とありますが、「設計・建設費」、「請負金額」はそれぞれ具体的に何を対象とした金額となるのでしょうか。別紙8との整合性も含め、定義付けをして頂けますようお願い致します。	本条項に示す設計・建設費及び請負代金額とは、「設計・建設費（割賦金利相当額を除外し、消費税相当額を含む金額）」を指します。指摘事項を訂正し、入札公告時において示します。
74	本編資料	18	第3	第31	2	3つのセンテンス(文)をそれぞれ別項としていただきたいと考えます。	事業契約書(案)に示すとおりとします。
75	本編資料	18	第3	第31	2	「又は不可抗力に起因する」を削除して頂けないでしょうか。	事業契約書(案)に示すとおりとします。
76	本編資料	18	第3	第32	2	要求水準書(案)第2.4に定める基準に満たない地盤沈下が原因となって第三者に及ぼした損害についても、土地の瑕疵として市の負担としていただきたい。	事業契約書(案)に示すとおりとします。
77	本編資料	18	第3	第32	2	地盤沈下に起因した第三者に対する損害賠償については、その程度に関わらず、貴市のご負担として頂けないでしょうか。	No.76に関する回答と同様です。
78	本編資料	18	第3	第33		本条項(不可抗力による損害)は、事業を継続する場合の規定であるとの理解で宜しいでしょうか。	事業契約の終了の場合にも適用されます。具体的には、第63条第6項に、不可抗力によって、契約が解除された場合、各新設施設の買取代金に加えて、各新設施設につき、事業者が各新設施設の設計及び建設のために費やした金額のうち市が合理的と認める金額を別紙6に規定する負担割合で市と事業者に分配した場合に市の負担となる金額を清算金として支払う旨の条項を追加します。
79	本編資料	20	第4	第37	1	移転対象施設に関する維持管理業務は、全ての新設施設の引渡し日をもって終了する。となっていますが、埋立地棟及び配送センター棟施設へ移転する施設についても関連事業所・事務所棟施設の引渡しまで維持管理業務を継続するのでしょうか。	ご質問のとおりです。
80	本編資料	20	第4	第38	1	事業者の行う維持管理業務の実施方法如何よりも本件施設の利用者数等、利用状況によって変動する衛生消耗品(例:トイレトペーパー)は市で費用負担の方が合理的と考えますが、いかがでしょうか。	消耗品は事業者の負担となります。

81	本編資料	20	第4	第38	1		「消耗品の購入費用も含め、すべて事業者の負担とする。」とありますが、要求水準書(P.38)では便所について「市の提供する手洗液の補充を行うこと。」とあります。どちらが正しいでしょうか。	No.80に関する回答と同様です。
82	本編資料	20	第4	第38	2		本件施設の維持管理に必要な光熱水費は市の負担とし、サービス購入費には含まれないとの記載がありますが、本施設の場合、市が負担する上記光熱水費と計外等が負担する光熱水費が混在します。電力会社等との直接の契約者は事業者となることが想定されるため、上記光熱水費に対しては、銀行等計外と同様に事業者が市に請求し、月毎又は隔月毎にサービス購入費とは別に請求金額が事業者を支払われるということでしょうか。又は他の方式にて光熱水費を精算する場合はその方式について御教示下さい。一方、上記のような計外への請求と同様方式とした場合、課金に対し按分計算が適用される場合があるため、厳密な実費精算が難しくなることも想定されます。この場合、光熱水の料金単価の設定に関し条件がございましたら御提示ください。	維持管理業務に必要な水道、ガス、電気のうち、水道及びガスに関しては事業者の費用負担はありません。なお、事業者が電力会社から直接受電を提案した場合の新施設設分の電気については、各施設利用者の使用分も合わせ、市が一括して負担しますので、事業者が電力会社に支払う額と同額を支払います。また、事業者が関連事業者として実施する市場PR施設運営業務に要する当該費用、ならびに事業者の事務所の維持管理に要する当該費用は、事業者が負担することとなります。
83	本編資料	21	第4	第41	1		現状、近隣対策としてどのようなことを行っているかお教え願えないでしょうか。	市として、周辺の清掃等を行っています。
84	本編資料	21	第4	第42	3		事業者が廃棄物処理業者に対して支払う廃棄物の処分及び搬出代金相当額は減額されずに市から事業者を支払われると理解してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
85	本編資料	22	第4	第44	5		要求水準書(案)第2.4に定める基準に満たない地盤沈下が原因となった修繕費についても、土地の瑕疵として市の負担としていただきたい。	No.76に関する回答と同様です。
86	本編資料	23	第4	第46	4		不可抗力場合には、事業者負担ではなく、別紙6に定める割合にしたがって費用負担を市・事業者間で費用を負担すべきと考えます。また、不可抗力事由とそれ以外の事由との複合により追加費用が生じた場合は、それぞれの事由の帰責割合に応じて費用を負担すべきと考えます。	事業契約書(案)に示すとおりとします。
87	本編資料	23	第4	第46	4		趣旨について確認させて頂きたいのですが、“不可抗力の場合でも第73条は適用しない”とは、第73条に定めている何を適用しないという意味なのでしょうか。市及び事業者の協議をする、ということは適用しない、ということでしょうか。或いは追加費用の負担は別紙6に記載する負担割合による、ということは適用しない、という意味でしょうか。	第73条に規定する事項全般を指します。
88	本編資料	23	第4	第46	4		“事業者の費用負担において実施されるものとし、不可抗力の場合でも第73条は適用しない”とありますが、不可抗力の場合の費用負担は第73条及び別紙6にて規定している通り、市と事業者の両方で負担すべきものと考えますが、なぜ本条項のケースにおいては全額事業者の負担となるのでしょうか。	同条第1項から第3項において要求されている初期対応に関する行為は、その原因の所在が誰にあるかに関わらず、現場の管理者である事業者に対応を求められているものであり、初期対応の対価はサービス購入費に折込まれているものです。第4項は、初期対応の原因が不可抗力に該当する場合であっても、重ねて市が追加費用を負担することはない旨を重ねて規定したものにすぎません。

89	本編資料	23	第4	第46	4		不可抗力発生時の初期対応に伴う費用については、不可抗力発生時の扱いとして頂きたいと考えますが、如何でしょうか。	事業契約書（案）に示すとおりとします。
90	本編資料	23	第5	第47	3		市場PR施設運営業務の実施に要する費用は全て事業者が負担しなければならないとされていますが、水光熱費も含まれているのでしょうか。	ご質問のとおりです。
91	本編資料	24	第5	第48	1		市場PRには、市場の販売促進の意味があると思われませんが、一般消費者を対象に市場での物品の購入に関して、これらは法的整合性及び商慣習上の問題はありますか。ある場合には、御指示ください。	要求水準書（案）第4.1.(1)に示す「目的」を参照の上、提案してください。
92	本編資料	24	第5	第48	4		市場PR業務の対価として、市民参加型のイベントを行う際の実費相当額を超える金額を徴収してはならない。とありますが、事業者が決定した実費相当額の利用料金について、市の了承を得る必要があるのでしょうか。	ご質問のとおりです。
93	本編資料	24	第5	第49	1		一般消費者を対象にした、料理教室に関して、市からの規制条件がありますか。ある場合は、御指示ください。	No.91に関する回答と同様です。
94	本編資料	24	第5	第49	1		料理教室運営業務について、市場PR施設の利用料（賃料）は市からの無償貸与と考えてよろしいでしょうか。	使用料は発生しませんが、権利関係は使用貸借ではなく、使用許可です。
95	本編資料	24	第5	第49	1		一般消費者を対象にした、料理教室に関して、料理教室で使用する、食材の購入について、事業者は市場から直接購入できるものと考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
96	本編資料	24	第5	第49	3		料理教室運営業務を5年ごとに市と協議の上実施内容の見直しを行うことができるとありますが、見直しには業務内容の変更（料理教室以外のもの）や中止・継続を含むのでしょうか。	ご質問のとおりです。

97	本編資料	24	第5	第49	3	料理教室運営業務を5年ごとに市と協議の上実施内容の見直しを行うことができるとありますが、事業者の責めによらない急激な状況の変化等で運営業務に支障が生じるような止むを得ない場合は、実施内容の見直しができるものと考えて宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
98	本編資料	24	第5	第50	1	事業者は市場PR施設運営業務を第三者に実施させるとき・・・とあるこの第三者とは入札説明書(案)でいう協力会社または構成員のことを指すのでしょうか。	提案当初の事業実施体制に明記されている者に代わって、業務を実施する者を指します。
99	本編資料	24	第5	第50	1	第三者への再委託が可能とされていますが、一括して市場PR施設をサブリースすることは可能でしょうか。	ご質問の「サブリース」が明確に解釈しかねますが、事業者は市場PR施設運営業務を第三者に実施させるときは、事前に市の承諾を得なければなりません。また、市場PR施設にかかる権利関係は使用許可となります。
100	本編資料	24	第5	第50	1	料理教室運営業務を第三者に実施させる場合は、その第三者が関連事業者として市場に許可申請しなければならないでしょうか。また、第49条には事業者が関連事業者として、市場に許可申請する規定の記載がありませんが、事業契約書に当該条項を設ける必要はないのでしょうか。	ご質問のとおりです。 ご質問のとおりです。第49条に指摘事項を追記し、入札公告時において示します。
101	本編資料	25	第6	第52	1	各年度終了10日以内に、総括書を提出するものとしてされていますが、契約書別紙10では7日となっています。どちらを採用されるのでしょうか。	別紙10が正とします。指摘事項を訂正し、入札公告時において示します。
102	本編資料	25	第6	第52	1	年度総括書と別紙10の1(2) 年次報告書は同一書類なのでしょうか。	ご質問のとおりです。指摘事項を訂正し、入札公告時において、表現を「年度総括書」に統一します。
103	本編資料	25	第6	第52	5	運営業務実績報告書については第三者に開示する場合、市の承諾は必要ないのでしょうか。	市の承諾が必要となります。指摘事項を訂正し、入札公告時において示します。
104	本編資料	25	第6	第53	1	事業者が市又は第三者が被った損害を賠償しなければならないのは、「事業者の責めに帰すべき事由により、市又第三者に損害を与えた場合及び市又は第三者に損害が生じた場合」に限定されるという理解で宜しいでしょうか。	事業者の責めに帰すべき事由が無い場合は、同条第2項によって、市から損害の賠償がなされるので、事業者に不利益を与えることはないと考えております。

105	本編資料	26	第6	第54		市の責めに帰すべき事由により維持管理業務の開始が遅延した場合には、市は維持管理業務にかかるサービス購入費の支払義務は免れないという理解で宜しいでしょうか。	実施されていない維持管理業務にかかるサービス購入費の支払いは行わないということです。
106	本編資料	26	第6	第54		市の責めに帰すべき事由により維持管理業務の開始が遅延した場合に、事業者が被った損害については、貴市によって賠償して頂けるのでしょうか。或いは第30条の規定が適用されるのでしょうか。	維持管理業務開始の遅延の原因が新設施設の引渡しの遅延にあり、かつ、新設施設の引渡しの遅延の原因が事業者でない場合には、第30条第1項に基づいて合理的な追加費用を負担することで対応させていただきます。
107	本編資料	26	第7	第55	3	別途定められるサービス購入費支払いに関する詳細な手続については、入札までに明示していただけるのでしょうか。	入札以前に明示する予定はありません。
108	本編資料	28	第8	第60		市が事業者に対して支払う「事業者がこうむった損害」には、解除に伴い事業者が第三者に対して支払わなければならないもの（例えば、金融機関への損害賠償など）も含まれるとの理解でいいですか？	かかる費用に関しては、市と事業者による協議によるものとします。
109	本編資料	29	第8	第61	3	「別紙（案）[11]に従い」とは、別紙（案）[10]との理解で宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。指摘事項を訂正し、入札公告時において示します。
110	本編資料	29	第8	第62	1	支払遅延防止法に基づく遅延損害金のみならず、事業者に生じる損害も補償していただきたいと思いますが如何でしょうか。	事業契約書（案）に示すとおりとします。
111	本編資料	29	第8	第62	1	本条項の通り、市が事業者に対して支払う遅延損害金は現状年3.6%ですが、一方、事業者が市に対して支払う遅延損害金は第30条第2項や第89条にある通り、年36.5%となっています。着しく公平性を損なっているように思われますが、市と業者とで遅延利息の率について整合を図って頂けないのでしょうか。	事業契約書（案）に示すとおりとします。
112	本編資料	29	第8	第63		第63条（引渡前の解除の効力）、第64条（引渡後の解除の効力）について、分りやすく図式化していただけないでしょうか。	図式化する予定はありません。本文を熟読の上、内容を十分ご理解ください。

113	本編資料	29	第8	第63	3	第60条第1項但し書き又は第62条第1項但し書きに基づいて、とありますが、第62条第1項には但し書きがありません。第61条ではないでしょうか。	第62条第2項以下以下の条項を挿入し、第63条第3項において引用される条文を「第60条第1項ただし書き、第61条第1項ただし書き又は第62条第2項ただし書き」とします。 「ただし、既に引渡しが終了している各新設施設の設計及び建設に関する部分を解除することはできないこととし、かつ、新設施設の一方についての引渡しが終了した後、他方の各新設施設の引渡しが終了する前に、既に引渡しが終了した各新設施設に関する部分につき、解除事由が生じた場合は、事業者は選択により、既に引渡しが終了している各新設施設の維持管理業務に関する部分のみを解除することもできるものとし、未だ引渡しが終了していない各新設施設の設計及び建設に関する部分につき解除事由が生じた場合は、事業者は、選択により当該施設に関する部分のみを解除することもできるものとする。」
114	本編資料	29	第8	第63	3	“第62条第1項の但し書き”とありますが、当該条項に但し書きが見当たりません。どこを指しているのでしょうか。	No.113に関する回答と同様です。
115	本編資料	29	第8	第63	4	全ての新設施設の引渡前に第61条の規定により本契約が解除され、前項に基づき合格部分の引渡しを受けた場合には、とありますが、前項(3項)ではなく、2項ではないでしょうか。	ご質問のとおりです。指摘事項を訂正し、入札公告時において示します。
116	本編資料	29	第8	第63	4	括弧書きで記述されている一部の新設施設の引渡後に関する事項については、全ての新設施設の引渡前を前提条件とする同条同項に記載するのではなく、別項目を立てた方がよいのではないのでしょうか。	事業契約書(案)に示すとおりとします。
117	本編資料	29	第8	第63	5	予算の範囲内で、支払時点までの利息を付した一括又は分割払いにより事業者に対して支払う。とありますが、ここでいう予算とは何を指しているのでしょうか。出来高部分の対価及び賠償額が全額支払われないことがあるのでしょうか。また、ここでいう利息とはどのように決められるのでしょうか。	事業契約に基づいて発生した損害(少額のものを除く。)については、裁判所の判決による場合を除いて、市は、予算措置を講じるまで支払うことが出来ません(地方自治法第96条第1項第13号)。第63条第5項でいう「予算」とは、ここでいう予算措置を意味します。 「利息」については、「遅延損害金」という表現に訂正し、入札公告時において示します。
118	本編資料	30	第8	第63	5	“第70条に規定する”とありますが、第70条のどこを指しているのでしょうか。	第70条とあるのを、第65条第4項に訂正します。
119	本編資料	30	第8	第63	5	第[70]条の規定で宜しいのでしょうか	No.118に関する回答と同様です。
120	本編資料	30	第8	第63	5	“予算の範囲内で”とありますが、予算が無い場合には賠償が為されなくなってしまうので、削除願います。	No.117に関する回答と同様です。

121	本編資料	30	第8	第63	5	「市は・・・賠償額の総額を、予算の範囲内で、・・・支払う」とありますが、ここでいう予算とは具体的にどのようなものですか? “予算”がなければ賠償額は支払はないのですか?	No.117に関する回答と同様です。
122	本編資料	30	第8	第63	6	“ 予算の範囲内で ” とありますが、予算が無い場合には市による支払いがなくなってしまいますので、削除願います。	No.117に関する回答と同様です。
123	本編資料	30	第8	第63	6	施設の引渡し前において、出来高が無い場合(或いは全壊して出来高が無くなってしまった場合)、事業者が被った損害の負担については、事業者負担では過大ですので、通常の官発注の工事と同様、貴市にご負担して頂けるとの理解で宜しいでしょうか。もしそうであれば、その旨の規定を追加して頂けないでしょうか。	No.78に関する回答と同様です。
124	本編資料	30	第8	第64	4	本条項と第65条との整合・関係はどのように理解したら宜しいでしょうか。それぞれの条項に規定される事業者による市に対する損害賠償(・違約金)が重複して適用されるのでしょうか。	第64条第4項ただし書き及びなお書きにおいて規定している損害賠償と第65条第3項に規定している損害賠償とは同じものです。
125	本編資料	30	第8	第64	4	“ 市の被る損害額 ” とありますが、本条項のケースで想定される損害とは、具体的にはどのような損害なのでしょう。	代替施設の建設に要する費用や、あらたな事業者選定に要する費用等を想定しています。
126	本編資料	30	第8	第64	4	本項但し書きは、どのようなケースを想定しているのでしょうか。	事業者の責めに帰すべき事由により新設施設が損傷しており、全壊又は損傷がひどく修繕を施しても利用が困難と客観的に判断される場合です。
127	本編資料	31	第8	第64	6	本項でいう、「割賦代金」には、割賦代金の利息に相当する金額が含まれると考えてよろしいでしょうか。割賦代金に利息に相当する金額が含まれる場合、利息に相当する金額はどのように計算されるのでしょうか。	割賦代金 = 割賦元本 + 割賦金利 です。
128	本編資料	31	第8	第64	6	割賦代金の利息は事業契約解除後も事業契約に定める金利変更ルール(別紙(案)9)に基づき支払が行われると理解してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。

129	本編資料	31	第8	第65	1	(1)	“設計・建設費の総額”とは、具体的にはどのように定義付け、また別紙8に定められている“設計・建設費”との整合はどのように図られるのでしょうか。	「設計・建設費の総額」を「設計・建設費」の表現に訂正し、入札公告時において示します。定義に関しては、別紙8のとおりです。
130	本編資料	31	第8	第65	4		事業者が被った損害を賠償するとなっておりますが、事業者の得べかりし利益も含まれると考えて宜しいのでしょうか。	含まれません。
131	本編資料	31	第8	第65	4		本条項については、第62条（市の支払遅延等の債務不履行）の規定により本契約が解除された場合のみならず、第60条（市による任意解除）による場合も対象として頂くようお願い致します。	事業契約書（案）に示すとおりとします。 公表済みの契約書（案）では、市が契約を任意解除した場合の損害賠償の規定は第60条に規定されておりましたが、同条項を抹消し、第65条第4項に損害賠償の規定を設けることにいたします。
132	本編資料	34	第10	第75			「同条同項に規定される通知」とは、「同条同項及び第73条第2項に規定される通知」と変更していただけないでしょうか。	事業契約書（案）に示すとおりとします。
133	本編資料	34	第10	第75	1		事業者側に追加費用が発生している状態で本契約が解除により終了する場合には、市にて追加費用の負担をして頂けないでしょうか。	既に市の負担として発生している追加費用については、契約の解除に関わらず、市が負担することになります。
134	本編資料	37	第11	第87			第11項、第2項ともに、“事前に市の承諾を得なければならない”とありますが、プロジェクトファイナンスによる資金調達において重要な要件となりますので、合理的な理由がない限り承諾して頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
135	本編資料	37	第11	第88			本条に記載の「当施設」とは具体的に何処を指すのでしょうか？	第3条35.に定義しているとおり「神戸市中央卸売市場本場」をいいます。
136	本編資料	37	第11	第88			社団法人神戸市中央卸売市場運営協議会とは何ですか？当該団体からの受託も含め、「あらかじめ市の承諾を得た場合」のみの記載でよいのではないですか？	事業契約書（案）に示すとおりとします。 なお、かかる運営協議会は、施設利用者・開設者（市）によって構成され、市場の保安衛生や福利厚生等について、各種協議等を行う公益的な団体です。

137	本編資料	37	第11	第89		事業者は市に対し、年利36.5%の延滞利息を支払う義務があるのですか？ 一方、市の債務不履行については、62条で規定される「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に規定する金利(現行3.6%)が適用されており、官民で大きな格差が認められます。同一条件にさせていただきませんか？	No.111に関する回答と同様です。
138	本編資料	37	第11	第89		1000分の1との数字はかつての民間連合約款を参照にしたものでしょうか、高すぎると考えます。民間連合約款においても、10000分の4に変更されました。遅延損害金10000分の4に変更していただけないでしょうか。	No.111に関する回答と同様です。
139	本編資料	37	第11	第89	1	第62条第1項において、市が事業者に対して支払う遅延損害金は現状年3.6%と規定されていますが、事業者が市に対して支払う遅延損害金は本条項や第30条第2項にある通り、年36.5%となっています。著しく公平性を損なっているように思われますが、市と業者とで遅延利息の率について整合を図って頂けないのでしょうか。	No.111に関する回答と同様です。
140	本編資料	37	第11	第89	1	遅延利息の利率「一日につき1000分の1」は、一般的な水準と比べてかなり高いので見直しをお願いできないでしょうか。	No.111に関する回答と同様です。
141	本編資料	37	第11	第89	1	事業者の責めによる支払遅延に対する遅延利息の率は、市の責めによる遅延利率と同率として頂きたいと考えますが、如何でしょうか。	No.111に関する回答と同様です。

### 【事業契約書（案） 参考資料に関する質問及び回答】

No	文章	条	項	質問事項	回答
1	参考資料	前文		前文にある“処理業者（「乙」）”として調印するのは収集運搬業者のみとの理解で宜しいでしょうか。	事業者の提案によります。通常の廃棄物処理委託契約に基づいて契約書を作成してください。
2	参考資料	前文		処理業者は民間事業者が提案するのでしょうか？	ご質問のとおりです。
3	参考資料	前文		前文で、今後とも内容が大きく追加・変更される可能性が示唆されていますが、修正・追加については早めに公表いただくようお願いいたします。	ご意向にそえるよう、努めます。
4	参考資料	前文		排出事業者について、具体的な固有名称を教えてください。	各施設利用者になります。 なお、現状の施設利用者については、一覧表を閲覧時においてお示しする予定です。
5	参考資料	1	1	「廃棄物処理業務委託契約」契約書ドラフト等があればご開示頂きますようお願いいたします。万一複数種類有る場合には、可能な範囲で極力多くのドラフトを開示頂きますようお願いいたします。	入札公告時において示します。
6	参考資料	1	2	本入札提案書に記載する産業廃棄物処理に関する提案単価については、廃棄物処理委託契約における「排出事業者」と「処理業者」の事前の了解を得る必要はありますか。	提案単価は事業者の提案によります。ただし、排出事業者からの事前承諾は不要です。

7	参考資料	1	3	2行目から3行目にかけて、「各支払対象期間」とあります。ここで例えば仮に平成22年7月31日に甲より産業廃棄物を排出し、乙にマニフェストが平成22年8月31日に、また産業廃棄物処理施設より交付された領収書が平成22年12月10日に到着した場合は、平成22年12月1日から平成23年3月31日までの「支払対象期間」で集計し、平成23年3月31日より原則7日以内に乙が丙に対して請求するという理解で宜しいでしょうか。	産業廃棄物処理施設からの領収書をそえて請求してください。
8	参考資料	1	3	三者契約による産業廃棄物処理委託業務対価の、丙（事業者）から乙（処理業者）への支払いについて、その請求書等の確認作業は産業廃棄物処理にかかるマニフェスト及び産業廃棄物処理施設より交付された領収書の書面チェックだけと考えてよろしいですか。	ご質問のとおりです。
9	参考資料	2	1	1行目の「（一般廃棄物処理業務の根拠書類）」ドラフト等があればご開示頂きますようお願いいたします。万一複数種類有る場合には、可能な範囲で極力多くのドラフトを開示頂きますようお願いいたします。	No.5に関する回答と同様です。
10	参考資料	2	3	三者契約による一般廃棄物処理委託業務対価の、丙（事業者）から乙（処理業者）への支払いについて、その請求書等の確認作業は市クリーンセンターから交付された伝票の書面チェックだけと考えてよろしいですか。	ご質問のとおりです。